

## 3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブをめぐって —歴史研究者の立場から—

大岡 聰\*

### はじめに

こんにちは。大岡でございます。法学部では日本近現代史の講義を担当しております。私の専門分野は20世紀前半の都市社会史で、東京を主なフィールドにして、政治、社会、文化などを、社会史的な立場から研究しております。今回、3.11の映像をアーカイブするにあたって、歴史学の立場から何かコメントしてくれと依頼されまして、いろいろなことに首を突っ込むのが好きなものですから、お引き受けしました。「映像の世紀」と言われる20世紀を研究対象にしておりますが、メディア史の専門家でもなく、映像を史料に使った専門研究をしているわけではありませんし、歴史資料学やアーカイブズ学に通暁しているわけでもありません。ただ、これまで歴史博物館の展示や、それに関連する共同研究に関わった経験があり、敗戦直後のニュース映画やNHKアーカイブスの映像を集中的に見るという機会もありました。こうした経験を踏まえ、歴史資料としてのテレビ映像の可能性や課題について、雑駁なお話をすることで、責めを塞ぎたいと思います。

本題に入る前に、この場をお借りしてお知らせをさせていただきます。来週の火曜日に、3.11の3周年の日を迎えます。その日には、千葉県佐倉にあります国立歴史民俗博物館で「歴史に見る震災」という企画展示が開幕いたします。<sup>(1)</sup>私は展示プロジェクト委員のひとりとして、この企画に参画し、構想にご意見を申し上げました。まだ展示の完成品は見ておりませんが、文系の歴史研究者だけでなく、歴史地震学や防災工学などの理系の研究者とがコラボレートして作り上げたもので、地震・津波に関する災害史研究の、現在の水準を示すような展示になるのではないかと思っています。是非ご覧いただければと思います。千葉県佐倉までは、日暮里から1時間ぐらいかかりますが、博物館は佐倉城址の、非常に桜がきれいな場所にありますので、お花見がてらぜひご来館いただければと思います。これがお知らせの一つ目です。

今日はメディア学や新聞学がご専門の方がいらっしゃるということで、もう一つお知らせをさせてください。最近、私がかかわった科学研究費補助金による研究プロジェクトの報告書ができました。東京大空襲・戦災資料センター編『戦中・戦後の記録写真——「東方社コレクション」の全貌』<sup>(2)</sup>というものです。ご存じの方も多いと思いますが、アジア太平洋戦争中に、海外に向けて日本の国策を宣伝するためのプロパガンダ雑誌に『FRONT』というのがあり、それを出版していたのが東方社という陸軍参謀本部傘下の団体でした。写真家では木村伊兵衛や菊池俊吉ら、デザイナーでは原弘、多川精一ら、そのほか林達夫、中島健蔵といった鋭々たるメンバーがこれに関わっておりまして、軍のバックアップで高い水準のグラフ誌が制作されていたのです。最近、この東方社と、戦後の後継団体である文化社が撮影した写真のネガが大量に発見されまして、江東区の東京大

---

\*おおおか さとし 日本大学法学部 准教授

空襲・戦災資料センターに寄贈されました。そこで私たち研究グループで、約18,000点に及ぶ写真ネガを整理し、内容を分析して、撮影場所や被写体をできるかぎり確定させ、資料目録を作りました。写真の中には空襲直後の東京を撮影したものがあり、空襲被害の実態を明らかにする史料として貴重です。また報道写真の歴史やグラフィックデザインの歴史の研究にとっても、非常に重要なコレクションだと思います。報告書を今日、十何部か持ってきましたので、お入り用の方には差し上げます。休み時間にでもお声がけいただければと思います。

さて、日大版「3.11震災関連テレビ映像資料アーカイブ」の意義について、歴史研究者の立場から述べよ、と言わざるもなかなか難しい。3.11震災およびそれと複合して発生した核災害の問題は、いまだ「歴史」になりきっていない、現在進行形の問題です。しかし、将来3.11震災・核災害の歴史研究がなされるとき、この「3.11震災関連テレビ映像資料アーカイブ」が重要な資料となることは間違いないでしょう。

### 活用されていない映像資料

もっとも現在の歴史学において、映像は史料として活用されていないのが現状です。もちろん映画史やテレビ史の研究者が、作家論や作品論を議論するとき、映像そのものが研究対象ですから、それを使って研究するのは当たり前ですが、歴史学プロパーの研究者が20世紀の諸事象を明らかにするための史料として、映像を積極的に活用しているとはいえません。理由の一つには、20世紀を対象とする現代史研究の主要な関心が政治史、外交史から始まったということが挙げられます。政治史や外交史は、国民国家の正統性を明らかにすることを期待され、制度化してきた実証主義的な歴史学の本流でした。それをヨーロッパから輸入した日本のアカデミズム史学も、中央の政治権力の動きを明らかにすることを重視してきました。政治史、国家史は文書が残りやすい分野ですから、手法としては文献史料至上主義の傾向を持ちました。そのような雰囲気のなかで現代史研究が開拓された時、まず文献史料を使った実証主義的な研究が進められました。

したがって、映像の史料論が蓄積されていませんし、文字史料とは異なった特性を持つ映像をどのように分析していくかの方法論も蓄積されていません。ドキュメンタリー映像など、強い作品性をもつ映像の史料批判はどうあるべきか。議論はこれからのように思います。

最大の問題はやはり映像資料へのアクセスが非常に困難であるということでしょう。どこに何があるのか、それは研究利用が可能なのか、史料としての価値がどれほどであるのか、現代史の研究者はそれを知らない、というのが正直なところでしょう。

映画や放送映像を文化的な遺産としてしっかり保存するという発想は、それほど古いものではなく、多くの映画やテレビ映像が失われました。残存しているものについても、公開のデータベースが整備されているとは言いがたく、映像を広く研究等に利用することが可能な状態ではありません。作品としての映像に関連して、映画や放送制作に際して発生した文書資料もまた重要な史料ですが、それらがきちんと整理・保存されているケースはまれなのではないでしょうか。したがって、映像関連の資料へのアクセスの困難さを乗り越えて、歴史研究に使おうという意欲が湧いてこなかったのだと思います。

### オーラルヒストリーとしてのテレビ映像資料

ただ、映像資料には膨大な情報が含まれているわけなので、これを歴史研究が使わない手はないでしょう。たとえばテレビ映像資料へのアクセスが容易になれば、それが歴史研究に活用される可能性は十分にあります。

一つには公文書資料の不足を補うための活用です。日本の公文書は質、量ともに貧弱と言っています。国立公文書館には膨大な資料があるように見えて肝心な資料がない。私たちが知りたい情報、たとえば政策が形成されるプロセスを如実に語ってくれるような史料がなかなか残されていない。官僚文化の中に、政策決定過程の正当性の証明や後世への説明責任を果たすという意識が弱かったように思います。敗戦時には、戦前・戦時の公文書が組織的に焼却されるという、国家的な証拠隠滅も行われました。したがって、現代史研究者は公文書館にだけ頼ることはできず、新聞資料や、政治家・官僚たちが私的に残した文書、日記、手記などを使って、公文書の欠落を補う作業がどうしても必要でした。加えて、公文書の欠落を補う意味で、現代史ではオーラルヒストリーが盛んに行われています。当事者や関係者にインタビューをして、史料に残されていない情報を聞き出すということをやっているわけです。こういう状況では放送番組映像の活用、たとえばインタビュー番組やトーク番組の映像、あるいはニュースやドキュメンタリーの取材映像がオーラル・ヒストリーとして、文書史料の貧弱さを補うことが期待されます。

### 現代歴史学の関心の変化

現代の歴史学は、近代歴史学の性格を問い合わせ直すことをつうじて、問題関心や方法論を大きく変化させ続けています。実証主義的な近代歴史学は、国家史や事件史中心で、民衆の日常生活や人びとの心性に正当な関心を持ってこなかったこと、そもそも文献史料に依存した研究であるがゆえに、文書を残すことができた中央の、権力の、男性の、マジョリティの視点に立った研究になってしまふといった、近代歴史学の問題性が指摘されてきました。そうした問題を克服するために、文書に残りにくい地方の、民衆の、女性の、マイノリティの歴史、あるいは日常生活や人びとの心性の歴史を扱おうとした時、文書史料の欠落を補うという意味ではなく、あらためて文書以外のさまざまな遺物、これまで史料的な価値が低いとされ、取り上げられなかつた資料の価値が再発見されてきました。現代の歴史学は、かつてのような文献史料至上主義の狭さを脱しています。

絵画や絵図、摺物、写真といった視覚文化、映画や放送などの大衆文化は、たとえそれがフィクションであったとしても、そこにはその時代の価値観や心性が表象されているのであって、それを注意深く読み解くことによって、それぞれの時代像を描く史料になるでしょう。また作品の作り手と受け手の関係や、作品の生産や消費の過程には、さまざまな力と力の対立やせめぎ合い、同調などの「政治」が想定されるわけで、それを歴史的に分析していくことも重要な課題となっています。

### 記憶の歴史学

現代歴史学の焦点の一つに「記憶」があります。記憶の歴史学というのが最近のトレンドになっています。ここで「記憶」と言っているのは、個人的な記憶というよりも、むしろ「集合的記憶」と呼ばれているものです。ある出来事について、広く共有されたイメージが次世代に語り継がれて

いく。後年になって想起された過去の出来事に関する物語やイメージ、これが「集合的記憶」です。これがいかにつくられ、いかに機能するかというのが記憶の歴史学の一つの焦点になっているわけです。

特に戦争や革命、大災害など、社会に大きなインパクトを与えた出来事に関して、その何を人々は記憶し、何を忘却しているか。その出来事に関して社会が共有している記憶、イメージや物語…。これらは小さな社会集団から、大きな共同体としての国民国家まで、それぞれのアイデンティティと深くかかわっている問題であり、人びとを統合していく極めて政治的な役割を帶びます。したがって記憶をめぐってさまざまな政治的対立・亀裂が惹起されます。歴史認識の対立ということがいわれますが、そこでは理性的な認識と言うよりは、多分に感情と結びついた記憶が対立しているわけです。記憶というのは、非常にあいまいなものであり感情的なもの、書かれた歴史に比べて不確かなものではあるけれども、人間を動かし、あるいは抑圧する非常に大きな力を持つわけで、この記憶がいかなる政治的力関係の中で形成され変容を遂げていくかを明らかにすることも、歴史学の課題となってきています。

### NHK アーカイブス

ここで以前、私が関わった、映像に関連する共同研究の経験を少しお話しします。

2010年からNHKアーカイブスが、所蔵資料を活用する研究公募を試行的にはじめました(NHKアーカイブス・トライアル研究)。NHKの職員以外には公開されていない、過去の映像や諸資料を見るチャンスですので、私も研究グループを作り「放送における「空襲」<sup>(3)</sup>認識の形成と変容に関する歴史学的研究」というテーマで応募し、幸いにして採択されました。

近年、国家間や国民間での戦争認識の亀裂・摩擦という状況を背景にして、戦争の歴史学的研究の対象は、戦争そのものの歴史だけではなく、戦後に国民は過去の戦争をどのように記憶してきたかという、まさに「記憶の歴史学」が問題となっています。そこでは、公刊された戦争体験手記や証言、あるいは戦争を主題とする文学や映画、サブカルチャー、さらには犠牲者追悼行事や戦争モニュメントなど、広範なジャンルの表象が分析され、戦後の日本人の戦争記憶・戦争観の変容とその特質を明らかにしようとする研究が盛んに行われているのです。しかし、こうした研究潮流の中でも、放送番組はほとんど分析されていませんでした。ドラマ「私は貝になりたい」や大島渚のドキュメンタリー「忘れられた皇軍」などは、戦争記憶研究でも言及されますが、本格的なテレビ映像の分析はなされていません。それは、ひとえに過去の放送番組映像の研究利用に制約があったからです。<sup>(4)</sup>

私たちの研究グループは、空襲記録運動の歴史的意義を明らかにする研究の一環として、NHKの映像資料を使って上記のテーマに取り組むことにしました。1970年代における空襲記録運動を通じて、それまで言論空間にあまり表出されてこなかった市民の空襲体験の記憶が急激に噴出しました。その前提となる60年代までの戦争記憶の特質はなんであったのかを放送番組の中から探れないか、あるいは空襲記憶の表出と放送番組はどのような関係性にあるのか、空襲記録運動は放送番組の中でどのように取り上げられてきたのか。そのような問題意識を抱えて研究に取り組んだのです。もっとも限られた時間内での、利用制約のある中での調査でしたし、テレビ映像資料という慣れない資料が相手でしたので、調査は思うように進みませんでした。

NHK アーカイブスは想像以上にすばらしい施設でしたし、職員の方も研究利用に理解を示し、親切にご教示をしてくださいました。映像資料検索データベースも大変優れたシステムで、近年の番組については内容紹介や番組構成だけでなく、番組の静止画が付され、動画にリンクされているものもありました。しかし、逆に古い番組の映像については、内容紹介をはじめ基本的な情報がない場合もあり、悉皆的な調査によって、リストを作る作業には限界がありました。また、あくまで NHK 内部者向けの、番組制作のためのデータベースシステムであって、部外者がその「癖」のようなものに習熟するのにも手間取りました。そもそも NHK の番組制作のあり方や映像資料の残し方・残り方について、職員の方に一から教えてもらう必要がありました。将来的には、放送番組映像という資料や、放送映像アーカイブズの基本的性格などについての議論が蓄積され、その手引きとなるような書物が必要に思いました。

私は 1950~70 年代のドキュメンタリー番組を調べましたが、『日本の素顔』や『現代の映像』『ある人生』といった作品性の強いドキュメンタリーシリーズの映像はよく残されています。優れた問題意識によって、綿密に取材された作品が多く、歴史研究や叙述のための史料としてもっと活用されるべきものと思いますが、番組公開ライブラリーに収録されているものは、そのほんの一部にとどまっていますので、歴史研究者にはほとんど知られていないでしょう。

NHK にいらした桜井均さんは『テレビは戦争をどう描いてきたか』という書物の中で、1950~60 年代のテレビ・ドキュメンタリーは、戦死者遺族や帰還した元兵士の「被害者としての体験」を取り上げるばかりで、「戦場となったアジア・太平洋地域の被害への言及や加害の意識は皆無に近かった」と総括しています。加害意識の欠如した日本人の戦争観の再生産に、テレビ・ドキュメンタリーも加担してきた、という認識になるでしょう。

ただ私が見た限りでは、この時代のテレビ・ドキュメンタリーに登場する元兵士の語りの中には、生き残ったことへの負い目や戦場体験の苦難を理解してもらえない孤立感とともに、アジアの民衆への加害意識の自覚に到達しているものもあり、<sup>(5)</sup> 桜井さんの総括を再検討する必要があるように思いました。テレビ・ドキュメンタリーが描いた被害の記憶と加害の記憶の重層的関係をもっと丁寧に議論しなければと思うのですが、そのためには映像作品が公開されることが是非必要です。権利処理や予算の問題が一般公開を遅らせているものと思いますが、すくなくとも商品化の予定のない映像作品については、早く広く公開して市民の共有財産してもらいたいものだと思います。

### 歴史博物館における展示叙述とテレビ映像

もう一点、歴史研究者と関わることとしては、映像展示の問題を取り上げます。歴史研究の成果の表現方法は、論文や歴史書だけではありません。歴史博物館における展示もまた、歴史研究の成果の一つの表現形態、一つの歴史叙述です。現代史、20 世紀の歴史展示叙述にとって、映像は不可欠な資料と言わざるを得ません。

映像は 20 世紀の歴史を記録しています。歴史的大事件や社会現象、流行や風俗、失われた風景、人びとの証言など、映像には膨大な情報が含まれているのですから、歴史展示において歴史的事象を説明するために、映像を使用することはもちろん重要です。また前述の記憶の歴史学研究との関係でいえば、20 世紀の人びとが出来事をどのように表象し、記憶してきたかを示すことを通じて、その心性や意識を展示するとき、映像は重要な資料となることでしょう。

同時に映像は20世紀の歴史を動かしたということができます。マス・メディアの発達、すなわち20世紀に大量の情報を広範な人びとに伝達することが可能になったことは、大衆社会誕生の基礎的な条件の一つです。映画やテレビといった映像が、20世紀の人びとに影響を与えたという事実を示すこと、大衆社会という20世紀社会の特質を示すためには、映像展示が不可欠なのです。

このように映画やテレビ映像は、歴史研究だけでなく歴史展示にも活用される必要があります。それを促進するためには、映像資料が可能な限りアーカイブズで公開され、少なくとも資料がデータベース化されて、所在が周知される必要があるでしょう。

それに加え、映像の利用に関し、商業利用とは異なった制度的枠組が求められるのではないかと思います。以前国立歴史民俗博物館の「ニュース映画の研究資源化ならびに活用方法の確立に関する研究」という共同研究に関わったことがあるのですが、そこで議論になったのは、NHKが所有する戦中・戦後のニュース映画「日本ニュース」を博物館展示に使う場合の高額の使用料の問題です。放送での利用を念頭に置いた価格設定だと思われるのですが、高い使用料がその展示への活用をためらわせるわけです。また著作権をはじめとする映像に関する権利処理の問題もあります。後ほど法律家の先生から報告があり、学校教育・研究機関におけるテレビ映像利用の法的枠組みについては、そこで議論されるでしょうが、博物館のような社会教育施設による利用の問題も議論が必要でしょう。

研究者が公開された映像アーカイブズ整備の重要性を、そして映像を利用しやすくするような法運用ないしは法制度の改革の必要性を広く訴えるためには、これまで以上に映像研究の成果とその意義を、社会に示していく必要があるでしょう。現代史研究者が映像を活用した歴史研究に積極的に取り組むようになるためには、資料の所在や研究方法論を学ぶために、メディア研究者や放送製作者・実務者等との学際的な交流を必要とします。本学の映像アーカイブが、こうした学際的な議論を喚起し、映像を利用した研究の可能性を広げる拠点となることにも期待したいと思います。

### テレビ番組映像と震災の記憶

さて、現代史研究にとってのテレビ番組映像の有用性について、例えば戦争記憶研究にとって重要な史料になりうることを述べましたが、今回の日大版「3.11震災関連テレビ映像資料アーカイブ」は、将来3.11震災・核災害の歴史研究にとって、重要な史料になることは間違いないでしょう。

放送番組が切り取った震災の「現実」を通じて、被災地から遠く離れた私たちも震災の記憶を刻み込みました。それらの映像がこれからも繰り返し再生され、いっぽうで記憶の風化を通じて、震災の記憶は変容を遂げていくでしょうが、発災当時、放送が何を伝え、何を伝えなかつたか（隠蔽したか）、その結果として、国民の「震災の記憶」がどのように編成されたのかの検証にとって、「3.11震災関連テレビ映像資料アーカイブ」は重要な役目を果たしていくことでしょう。

国民的な震災の記憶の形成ということでは、視聴者は震災テレビ映像をどこで、どの程度見たのか、それをどのように受け止めたか、という視聴体験の部分が重要です。東京在住の私にとっての震災の記憶は、福島第一原発から立ち上る煙の映像以降、事故がどのような展開をたどるのか、放射能被害はどうなるのかを不安を持って見つめた記憶が大きな比重を占めるわけですが、あの映像を見ることが出来なかった被災地の避難者にとっては、福島原発災害の記憶の比重は、大きく低下

することでしょう。記憶をめぐる「政治」は、こうしたテレビ視聴体験の違いというところからも起こるといえます。

震災テレビ映像の視聴体験ということといえば、今回の震災の場合は番組を視聴した人びとが、リアルタイムで Twitter 等を通じてさまざまな反応を返しているログが残っています。その意味で、これまでの震災とは資料状況がかなり違っている。記憶の歴史学の関心からするならば、リアルタイムで視聴者がどう受け止め、それを人々がどう記憶していったのかというプロセスが、かなり精度高く検証できるわけです。震災テレビ映像アーカイブが、Twitter 等のログとリンクしていくことで、アーカイブの価値が大きく高まるといえましょう。

### 震災記憶の継承と歴史への向き合い方

最後に、アーカイブズと記憶の継承ということについて少し考えてみたいと思います。今回の震災後、多様な主体によって、多種・大量の震災資料がアーカイブされています。震災アーカイブズは、震災の教訓を後世に伝えていくという使命を帯びて、さまざまな情報を収集・蓄積し続けています。約 20 年前の阪神・淡路大震災と比べても、この震災に関する記録の蓄積は飛躍的に増大しています。意地悪な言い方をすれば、震災記録デジタルアーカイブズが「氾濫」している状況ではないかと思います。なぜこういう状況が生まれたのか。

仙台市が震災アーカイブ整備の目的として「東日本大震災により失われた暮らしや文化、人々の思いを留めるとともに、復興に立ち向かう思いや、震災により得た教訓を後世に継承し、次の災害に備えるため、震災アーカイブを整備する」と説明しています。たくさんのものを失った悲しみ・苦しみを鎮めるために、そして多くの死を無駄にしたくないという気持ちから、被災者の「思い」や「教訓」を伝えるためのアーカイブズを立ち上げる。それはいわば「鎮魂」の事業という側面を持っています。

一方、2011 年 6 月 25 日の政府の復興構想会議の「復興への提言」という文書の中で、「災害の記録と伝承」という項目を立て、とりわけ資料・映像のデジタル化が提言されています。そこには、IT 産業を活性化させる「創造的復興」によって、日本経済を再生しようという公共事業の意味が込められているのでしょう。

さらにこれはメディア学・社会情報学の吉見俊哉さんなどがおっしゃっていますが、阪神・淡路大震災当時と比べて、アーカイブのパラダイム転換とも言えるような時代変容が ICT 技術の革新により生じており、「誰でも・どこでも・何でもアーカイブ」できるような環境が現在あるわけで、したがってアーカイビングする主体はこれまでのような公的機関、国家機関や地方行政だけではなくて、民間、草の根にまで広がっている。<sup>(6)</sup> そういうアーカイビングの状況がネットワーク化され、統合化されているというのが現状であるかと思います。

この「なんでもデジタルアーカイブ」という動きは、とても素晴らしいことなのですが、こういう状況に違和感ないしは危惧もないわけではありません。

これは仙台の佐藤正実さんという方がおっしゃっていましたが、「震災記録写真は撮った本人でなければその写真の持つ意味を 100% 理解することはできない」。そういう佐藤さんは撮影者から「どんな気持ちで撮ったのか」といったその時の心の動きを取材し、撮影したことの意味を写真と一緒にアーカイブしようとしているそうです。<sup>(7)</sup>

写真やその他の記録がデジタル化されたとき、作成者の思いのようなものはそぎ落とされてしまうのではないか。デジタル・アーカイビングされ、すべての情報が等価値の情報としてデータベース化されたときに、そういった「思い」のようなアナログなものがそぎ落とされてしまうのではないか。そうだとするなら、そういうアナログなものをくみ取れるようなデジタル・アーカイブは可能なのだろうか。こうしたことについて、どこまで考えられているのか。

違和感の2つ目。アーカイブとアーカイブズという言い方があります。歴史学の人間にとっては、アーカイブズという言い方に馴染みがありますが、近年、社会情報学、メディア学の世界ではアーカイブという言い方で、「ズ」がつきません。これは言葉の使い方の違いだけではなくて、少し温度差というか文脈の違いがあるように私には思えます。

「アーカイブズ」という言葉は、ここ20年ぐらいで使われるようになった言葉で、2004年には日本アーカイブズ学会が発足しています。学界に結集した人たちの多くは、かれこれ50年以上にわたり、公文書や歴史資料を残したいという思いで国立や各自治体の公文書館を建設しようという運動、あるいは行政機関、国家や地方自治体がきちんと文書を残し、それを公開するよう求める運動の歴史の上に立っています。そうした運動の結果、やっと2011年に公文書管理法が施行され、公務員に対し公文書を作成し、保存し、公開していくことを義務づける事になりました。そういう段階で震災が起きたのですが、先ほどご紹介したようなパラダイム転換の中では、アーカイブ主体が国家から離れて民間に広がっていった。デジタル技術の普及によって「誰でも・どこでも・何でもアーカイブ」できるということは、それはそれで非常によろしいことですが、ただ、震災後活動の未来への説明責任という意味で、最も問われるべきは、これまでのアーカイブズ運動が問題にしてきた政治権力の活動であるはずです。「誰でも・どこでも・何でもアーカイブ」しておけばそれでいいというわけではなく、中央政府や地方行政が何をしたかとの説明責任を果たせるために、公文書を残し、それを公開させるということを政府に要求し、監視しなくてはならない。「なんでもアーカイブ」が氾濫する中で、「アーカイブズ」運動が問題にしてきた文脈が埋もれてしまってはまずいのではないか。そんな危惧を持っています。

3つ目の問題として、アーカイブしさえすれば、記憶は継承され、教訓は活かされるのだろうか。事態はそう単純ではないのではないか、そんな危惧です。

阪神・淡路大震災のあとに歴史資料ネットワーク（史料ネット）というNPOを立ち上げ、長年事務局長をつとめている歴史学者に奥村弘さん（神戸大学）という方がいます。阪神・淡路大震災の際、被災地の民家で汚損した歴史史料が廃棄される危機にあったのですが、歴史研究者・郷土史家などに呼びかけて、それらの歴史史料をレスキューするという活動をはじめました。その後全国の歴史学関係者に呼びかけ、史料レスキュー活動を全国ネットワーク化しました。万が一に備えるために資料の所在調査などの活動が各地で行われ、いざ地震・水害などの災害が起こるたびに、専門家とボランティアを組織したレスキュー活動が迅速に展開されるようになりました。東日本大震災でも仙台や福島等の史料ネットの活動が活発に行われています。

こうした活動の経験を踏まえて、奥村さんはこんなことをおっしゃっています。「震災の記憶を文化に組み込んで災害に強い文化をつくり上げていく。それを未来に引き継いでいくことはもちろん重要であるが、その前提には、そもそも豊かな歴史が総体として過去から未来に引き継がれていく、そのような歴史文化を大切にする社会でなければ、そういうことは難しいのではないか」。<sup>(8)</sup> こ

れは重要な指摘かと思います。記憶を伝えていく。教訓を残していく。アーカイブズの使命として、これは言うにやさしいけれども、では、将来の人々がそれをきちんと語り継いでくれるだろうか、それを参照してくれるだろうか。そもそも今の日本社会は、はたして歴史文化を大切にする社会といえるのだろうか、という奥村さんの問いかけ・危惧を私も共有します。

3.11 直後、社会に飛び交った言葉に、「想定外」という言葉があります。原発災害を引き起こした、この社会の「想定」の貧しさは、どこまで反省されているのでしょうか。「想定」の貧しさは過去の災害経験に照らした歴史的想像力の貧しさであり、歴史的想像力の貧しさは、未来を思考しようとして、過去に手がかりを求める意識（歴史意識）の弱さの現われではないかと思います。

21世紀の日本社会では、新自由主義的グローバリゼーション下でのアイデンティティ不安の中で、現在主義的な意識が強まり、ますます歴史意識が希薄化しているのではないかでしょうか。たとえば社会学者の古市憲寿は『絶望の国の幸福な若者たち』を次のように描きます。「もはや今の若者は素朴に『今日よりも明日がよくなる』とは信じることができない。自分たちの目の前に広がるのは、ただの『終わりなき日常』だ。だからこそ、『今は幸せだ』<sup>(9)</sup>と言えることができる。つまり、人は将来に『希望』をなくした時、『幸せ』になることができる」。

未来に対して目を閉ざし、「今は幸せ」と信じこもうとする人びとに、過去への切実な关心や歴史文化を大切にしようという意識は生まれようもないでしょう。そしてかつてヴァイツゼッカーが言ったように「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目」となるとするなら、アーカイブズによる「記憶の継承」「教訓の伝承」を言ったところで、難しいのではないですか。アーカイブすることはいいのですが、そのアーカイブズの成果をどうやって将来に引き継いでいくのか。そこには、テクニカルには処理できない、歴史的・思想的問題がはらまれています。

### むすびに代えて

最後にまとめとして、二点申し上げて終わりにしたいと思います。

一点目、アーカイブズは記憶を蓄積し未来に継承していくための装置です。ただ、それが社会に開かれていることが重要であると思います。そこに刻まれている記録や記憶が社会の中で検証され、利用されてなくては意味がありません。開かれてあることこそ、アーカイブズの公共的意義の条件であることを強調しておきたいと思います。

二点目、アーカイブズは蓄積公開するだけではなく、記憶の継承にかかわるさまざまな問題を絶えず考えていくような場であってほしいと思います。先程も申し上げたように、歴史意識が弱まっている現状の中で、果たしてきちんと語り継がれていくだろうか。あるいは、さまざまな制約や力学の中で歪んで伝えられたり、隠蔽されたりすることはないだろうか。記録・記憶することの意味、アーカイブすることの意味、それを未来に継承していくために克服すべき課題など、アーカイブズをめぐって考えるべき歴史的・思想的課題は多々あります。アーカイブズは、それを問いかける拠点としても、公共的な責務を負っているといわねばなりません。

【付記】本稿はシンポジウムでの報告の書き起こし原稿に、加筆・修正・注記を施したものである。

## 注

- (1) <http://www.rekihaku.ac.jp/exhibitions/project/old/140311/index.html> (2015年1月22日)
- (2) 井上祐子・山辺昌彦・植野真澄・大岡聰・小山亮・石橋星志編著『戦中・戦後の記録写真——「東方社コレクション」の全貌』政治経済研究所付属東京大空襲・戦災資料センター戦争災害研究室、2014年(科学研究費助成事業基盤研究(C)「戦争末期の国策報道写真資料の歴史学的研究：国防写真隊と東方社を中心に」研究成果報告書)。
- (3) <http://www.nhk.or.jp/archives/academic/result/result1-2.html> (2015年1月22日)
- (4) NHK アーカイブスの資源を活用し、テレビ・ドキュメンタリーは戦争をどう描き、あるいは描いてこなかったのか、を分析した先行研究に、桜井均『テレビは戦争をどう描いてきたか——映像と記憶のアーカイブス』(岩波書店、2005年)があるが、NHKの職員であるからこそ、可能であった研究である。
- (5) 「埋もれた戦後」(『現代の映像』1965年4月16日)は、元軍人のサラリーマンが、戦時中に犯した罪の償いとして、強制連行中国人の遺骨を中国に返還する仕事に取り組んでいることを取り上げたもの。「山行かば」(『ある人生』1966年12月10日)は、レイテ戦で戦友を死なせた償いとして、ひとりでレイテ戦の遺骨収集に取り組むサラリーマンを描いたもの。彼はレイテへの旅を通じて、現地の人々に与えた被害の大きさに気づいていく。「遙かなるモンテンルパ」(『ある人生』1971年3月27日)は、BC級戦犯として死刑を宣告されながら恩赦で帰国したある元憲兵を取り上げ、戦争体験のわだかまりを描く。
- (6) 高野明彦・吉見俊哉・三浦伸也『311情報学—メディアは何をどう伝えたか』岩波書店、2012年、長坂俊成『記憶と記録—311まるごとアーカイブス』岩波書店、2012年。
- (7) 佐藤正実(NPO法人20世紀アーカイブ仙台)「感情までもキロクするアーカイブを」河北新報「オピのオビ」<http://blog.livedoor.jp/kahokushimpo/archives/54750637.html> (2015年1月22日)
- (8) 奥村弘「東日本大震災と歴史学—歴史研究に何ができるのか」(緊急特集 東日本大震災・原発事故と歴史学)『歴史学研究』884号、2011年10月。
- (9) 古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』講談社、2011年。